

子ども・子育て支援新制度の施行に係る幼稚園の利用者負担額等について

1 背景

平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度のもとに、子どものための教育・保育給付が提供されるに当たり、特定教育・保育施設から教育を受けた場合に保護者が支払う利用者負担額については、子ども・子育て支援法及び津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に基づき、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされています。

2 対応内容

(1) 平成27年度以前の津市立幼稚園入園児の利用者負担額について

平成27年度入園児募集時の11月時点では、国から利用者負担額に係る政令が示されていなかったことから、保護者に対して利用者負担額を提示することができなかったため、特例的に卒園まで現行の月額6,000円を限度とした利用者負担額とします。

なお、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯については、本年1月に国から従前の仮単価から減額した額が示されたため、本市においても同様に低所得世帯層への軽減措置を行います。

(2) 平成28年度からの津市立幼稚園入園児の利用者負担額について（8－参考2）

平成27年1月15日付けの国（内閣府、文部科学省及び厚生労働省）からの通知を踏まえ、子ども・子育て支援法等に基づいて支給認定した保護者の子どもが、特定教育・保育施設から教育を受けた場合に、当該保護者が施設に支払う利用者負担額を定めます。

ア 新制度における1号認定子どもの利用者負担額は、利用する子どもの保護者の所得に応じた新たな料金体系として設定されており、本市においても、子どもが属する世帯の階層区分に係る基準を市町村民税額による応能負担とします。

イ 階層区分の設定については、国の5階層による利用者負担基準を区分指標として使用します。所得割非課税の階層までは国基準と同様の階層

区分とし、それ以上の階層については細分し、8階層12区分とします。

ウ 保育を必要とする2号・3号認定子どもの利用者負担額と同様に、国の基準に対するおおむね同率の軽減措置を行い、2号・3号認定子どもの利用者負担額と整合を図ったものとします。

エ 市町村民税非課税、市町村民税所得割非課税及び市町村民税所得割課税額77,100円以下の階層区分に該当するひとり親世帯等について、利用者負担額を軽減します。

オ 子どもの父又は母が婚姻によらないで父又は母となった場合にも、地方税法の寡夫又は寡婦の規定を準用して算出した市町村民税額により利用者負担額を軽減します。

(3) 津市立幼稚園入園児に係る経過措置について

現行の保育料が激変することを回避するため、段階的に増額し、法施行後5年を経過する時点の平成32年度から、本市が定める規定どおりの利用者負担額を適用します。

(4) 一時預かり事業（預かり保育）による利用料（8－参考3）

現行の預かり保育は、新制度においては、子ども・子育て支援法の規定における、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）に位置付けられることから、本市においても、一時預かり事業（幼稚園型）として実施し、教育課程に係る教育時間外の教育活動の一日あたりの利用料を定めます。

3 今後の対応について

利用者負担額については、なるべく早い時期に保護者及び市民へ周知する予定です。

利用者負担額

8－参考 2

1 1号認定子ども

政令で定める額（3月末日までに告示される予定）

津市1号認定子どもの利用者負担額（案）

単位：円

単位：円

	階層区分 (市町村民税は前年度分) ※9月分以降は当年度分	負担額
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	3,000 (0)
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100 (15,100)
4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500
5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700
上記()内は、ひとり親世帯等の金額 (1) 多子軽減 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 (2) ひとり親世帯等 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又は、配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯 イ 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯 （ア）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 （イ）療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 （ウ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 （エ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者		

	階層区分 (市町村民税は前年度分) ※9月分以降は当年度分	負担額
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0 ----- その他世帯 2,000
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等 0 ----- その他世帯 2,000
4	市町村民税所得割課税額 61,600円以下	ひとり親世帯等 6,100 ----- その他世帯 6,500
5	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等 10,300 ----- その他世帯 11,000
6	市町村民税所得割課税額143,100円以下	12,500
7	市町村民税所得割課税額211,200円以下	14,000
8	市町村民税所得割課税額211,201円以上	17,600
(1) 多子軽減 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 (2) ひとり親世帯等 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているもの又は、配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯 イ 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯 （ア）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 （イ）療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 （ウ）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 （エ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者		

2 津市立幼稚園利用者負担額 経過措置案

単位：円

階層区分			利用者負担額（案）					
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		その他世帯	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
3	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		その他世帯	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
4	市町村民税所得割課税額 61,600円以下	ひとり親世帯等	6,000	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
		その他世帯		6,100	6,200	6,300	6,400	6,500
5	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等		6,900	7,800	8,700	9,500	10,300
		その他世帯		7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
6	市町村民税所得割課税額143,100円以下			7,300	8,600	9,900	11,200	12,500
7	市町村民税所得割課税額211,200円以下			7,600	9,200	10,800	12,400	14,000
8	市町村民税所得割課税額211,201円以上			8,300	10,600	12,900	15,200	17,600

一時預かり事業（幼稚園型）の利用料
津市立幼稚園

現 行	平日	2時間	午後2時から午後4時まで	
		利用料	月額2,000円	
	8月	7時間	午前9時から午後4時まで	
		利用料	月額4,000円	
新 制 度 案	平日	2時間	午後2時から午後4時まで	
		利用料	日額200円（生活保護世帯	0円）
	長期休業中			
		7時間	午前9時から午後4時まで	
経 過 措 置 案		利用料	日額200円（生活保護世帯	0円）
	【平成27年度から平成29年度まで】			
	平日	2時間	午後2時から午後4時まで	
		利用料	日額100円（生活保護世帯	0円）
	長期休業中			
		7時間	午前9時から午後4時まで	
		利用料	日額100円（生活保護世帯	0円）

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 略

3 施設型給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

- (1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

(特例施設型給付費の支給)

第28条

1 略

2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 略

附 則

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第9条 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第27条第3項、第28条第2項第1号及び第2号並びに第30条第2項第2号及び第4号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第

9条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。））、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

2 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

ロ （略）

○津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

附 則

（施設型給付費等に関する経過措置）

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

（定義）

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出を

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- (1) 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない女子
- (3) 配偶者から遺棄されている女子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であって、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- (1) 離婚した男子であって現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (3) 配偶者から遺棄されている男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる男子であって政令で定めるもの

3～5 略

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であって民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であって同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第8条第2項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であって当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

- (1) 社会福祉法人 理事
- (2) 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(法第6条第1項第6号に規定する政令で定める女子)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項第6号に規定する政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- (2) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

(法第6条第2項第6号に規定する政令で定める男子)

第1条の2 法第6条第2項第6号に規定する政令で定める男子は、次に掲げる男子とする。

- (1) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

○地方税法（抜粋）

(市町村民税に関する用語の意義)

第292条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(10) 略

(11) 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

(12) 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一に

する親族で政令で定めるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

2～4 略

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税（第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法 の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2・3 略

(所得控除)

第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

- (1)～(7) 略
- (8) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者 26万円
- (9)～(11) 略

2 略

3 所得割の納税義務者が、第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるものである場合には、当該納税義務者に係る第1項第8号の金額は、30万円とする。

4～13 略